

議案第8号

東広島市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について

東広島市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

全庁的な行政手続きの見直しに係る「押印等の見直し」を行うとともに、指定管理者の柔軟性を活かした利用者の利便性向上及び事務効率化に向けた様式の見直しを行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第1条 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第8号までの規定中「㊦」を削る。

(東広島市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部改正)

第2条 東広島市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

(東広島市立小・中学校水泳プール管理運営規則の一部改正)

第3条 東広島市立小・中学校水泳プール管理運営規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正)

第4条 東広島市立幼稚園管理運営規則(昭和51年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「㊦」を削る。

(東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正)

第5条 東広島市歴史民俗資料館管理運営規則(昭和52年東広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊦」を削る。

(重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第6条 重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則(平成元年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成4年東広島市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「東広島市市民文化センター使用許可申請書(別記様式第1号)」を「所定の様式による申請書」に改める。

第3条第1項中「東広島市市民文化センター使用許可書(別記様式第2号)」を「所定の様式による許可書」に改める。

第5条第1項中「東広島市市民文化センター使用料減免申請書(別記様式第3号)」を「所定の様式による申請書」に改め、同条第2項中「東広島市市民文化センター使用料減免(承認・不承認)決定通知書(別記様式第4号)」を「所定の様式による通知書」に改める。

第6条第2項中「東広島市市民文化センター使用料還付申請書(別記様式第5号)」を「所定の様式による申請書」に改める。

別記様式第1号から別記様式第5号までを削る。

(東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第8条 東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則(平成9年東広島市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「〇〇㊟」を削る。

(東広島市創作村設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第9条 東広島市創作村設置及び管理条例施行規則（平成17年東広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「東広島市生涯学習センター使用許可申請書（1件記載）（別記様式第1号）又は東広島市生涯学習センター使用許可申請書（多件記載）（別記様式第2号）」を「所定の様式による申請書」に改め、「、第5条」を削り、同条第2項中「東広島市生涯学習センター使用許可書（1件記載）（別記様式第3号）又は東広島市生涯学習センター使用許可書（多件記載）（別記様式第4号）」を「所定の様式による許可書」に改める。

第4条第1項中「東広島市生涯学習センター使用料減免申請書（別記様式第5号）」を「所定の様式による申請書」に改め、同条第2項中「東広島市生涯学習センター使用料減免（承認・不承認）決定通知書（別記様式第6号）」を「所定の様式による通知書」に改める。

第5条第2項中「東広島市生涯学習センター使用料還付申請書（別記様式第7号）」を「所定の様式による申請書」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別記様式第1号から別記様式第7号までを削る。

(東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

第11条 東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成17年東広島市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

（東広島市天文台広場設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第12条 東広島市天文台広場設置及び管理条例施行規則（平成18年東広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（東広島市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第13条 東広島市文化財保護条例施行規則（平成19年東広島市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「き損等」を「毀損等」に、「滅失、き損の」を「その」に、「き損、」を「毀損、」に改める。

第9条第2項中「同条のただし書」を「条例第11条ただし書」に改める。

第12条第1号中「き損している」を「毀損している」に、「市指定当時」を「指定当時」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「き損している」を「毀損している」に、「き損の」を「毀損の」に、「とき」を「とき。」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第5号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」

に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「~~平成~~ 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「届出ます」を「、届け出ます」に改める。

別記様式第10号中「き損」を「毀損」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「届出ます」を「、届け出ます」に改める。

別記様式第11号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「届出ます」を「、届け出ます」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第14号から別記様式第18号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「届出ます」を「、届け出ます」に改める。

(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「所定の様式による」に改め、同項各号を削り、同条第2項第2号中「サロンホール」の右に「(不特定多数の者を対象とした芸術文化振興に寄与する催しを行う施設をいう。以下同じ。)」を加え、同項第3号中「大ホール用楽屋等、小ホール用楽屋等、録音スタジオ等」を「楽屋1-1、楽屋1-2、楽屋1-3、楽屋1-4、楽屋2-1、楽屋2-2、楽屋2-3、楽屋2-4、アーティストラウンジ、大ホール主催者事務室及び舞台技術者スタッフ室(以下「大ホール用楽屋等」という。)、楽屋A、楽屋B、楽屋C、楽屋D、楽屋E及び小ホール主催者事務室(以下「小ホール用楽屋等」という。)、録音スタジオ、練習室・稽古場1、練習室・稽古場2及び練習室・稽古場(小)(以下「録音スタジオ等」とい

う。）」に、「及び」を「並びに」に改める。

第4条第4項中「第3条第1項に規定する申請に応じた東広島芸術文化ホール利用許可書（別記様式第3号又は別記様式第4号。）」を「所定の様式による許可書（」に改める。

第5条第1項中「東広島芸術文化ホール利用変更許可申請書（別記様式第5号）」を「、所定の様式による申請書」に改め、同条第2項中「東広島芸術文化ホール利用変更許可書（別記様式第6号。）」を「所定の様式による許可書（」に改め、同条第4項中「東広島芸術文化ホール利用取消届（別記様式第7号）」を「所定の様式による届出書」に改める。

第7条第1項中「東広島芸術文化ホール利用料金減免申請書（別記様式第8号）」を「所定の様式による申請書」に改め、同条第2項中「東広島芸術文化ホール利用料金減免（承認・不承認）決定通知書（別記様式第9号）」を「所定の様式による通知書」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第8条第2項中「東広島芸術文化ホール利用料金還付申請書（別記様式第10号）」を「所定の様式による申請書」に改める。

第10条を削る。

第11条中「、第9条」及び「、前条中「教育委員会の承認を受けたときは、当該」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を受けて使用していた」とを削り、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表中「大ホール用楽屋」を「大ホール用楽屋等」に、「小ホール用楽屋」を「小ホール用楽屋等」に改める。

別記様式第1号から別記様式第10号までを削る。

（教育長の営利企業等の従事に関する許可の基準等を定める規則の一部改正）

第15条 教育長の営利企業等の従事に関する許可の基準等を定める規則（平成27年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「教育長 ㊟」を「教育長 ㊟」に改め、同様式別紙1及び別紙2中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の規則の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。